

淡路地区 アウトドア・ベースエリア Park-PFI 事業
協定書（案）

目次

第 1 章	総則	1
第1条	(目的)	1
第2条	(定義)	1
第3条	(事業遂行の指針)	1
第4条	(本事業の概要)	1
第5条	(乙の役割分担等)	1
第6条	(事業日程)	1
第7条	(乙による資金調達)	1
第8条	(認定公募設置等計画の変更)	2
第9条	(許認可及び届出等)	2
第10条	(本施設の設計及び整備工事に伴う各種調査)	2
第11条	(事業用地の契約不適合責任)	2
第12条	(本施設の整備工事に伴う周辺の安全及び環境対策)	2
第13条	(関係事業者との連携等)	3
第14条	(自己責任)	3
第15条	(保険)	3
第 2 章	公募対象公園施設の設置 (新設)	3
第16条	(設計)	3
第17条	(甲による設計の変更)	4
第18条	(施工計画書)	4
第19条	(主任技術者又は監理技術者の設置)	4
第20条	(整備工事)	4
第21条	(許可)	5
第22条	(第三者の使用)	5
第23条	(甲による説明要求及び立会)	5
第24条	(甲による中間確認)	5
第25条	(乙による完成検査)	6
第26条	(甲による完了検査)	6
第27条	(甲による完了検査確認通知書の交付)	6
第28条	(供用開始予定日の変更)	6
第29条	(整備工事の一時中止)	7
第30条	(整備工事の一時中止による費用等の負担)	7
第31条	(整備工事中に乙が第三者に与えた損害)	7
第32条	(整備工事開始及び完了時の甲に対する届出)	7
第 2 章の 2	公募対象公園施設の設置 (改修)	7
第33条	(既存施設の改修)	7

第 3 章	公募対象公園施設（新設）の管理運営	7
第34条	（管理運営）	7
第35条	（甲による事業評価及び改善命令）	8
第36条	（許可の取り消し等）	8
第37条	（変更許可申請）	9
第38条	（廃止許可申請）	9
第39条	（許可の更新）	9
第40条	（第三者による使用）	9
第41条	（災害時等の対応）	10
第42条	（原状回復）	10
第43条	（譲渡の取扱い）	10
第 3 章の 2	公募対象公園施設（改修）の管理運営	11
第44条	（公募対象公園施設（改修）の管理運営）	11
第 4 章	特定公園施設の建設	11
第45条	（設計）	11
第46条	（甲による設計の変更）	12
第47条	（施工計画書）	12
第48条	（主任技術者又は監理技術者の設置）	12
第49条	（整備工事）	12
第50条	（第三者の使用）	13
第51条	（甲による説明要求及び立会）	13
第52条	（甲による中間確認）	13
第53条	（乙による完成検査）	13
第54条	（甲による完了検査）	14
第55条	（甲による完了検査確認通知書の交付）	14
第56条	（引渡予定日の変更）	14
第57条	（整備工事の一時中止）	14
第58条	（整備工事の一時中止による費用等の負担）	14
第59条	（整備工事中に乙が第三者に与えた損害）	15
第60条	（許可の取り消し等）	15
第61条	（整備工事開始及び完了時の甲に対する届出）	15
第 5 章	特定公園施設の引渡し	15
第62条	（所有権移転及び引渡しに伴う諸条件）	15
第63条	（契約不適合責任）	16
第 6 章	特定公園施設の管理	16
第64条	（許可）	16
第65条	（管理）	16
第66条	（甲による事業評価及び改善命令）	17
第67条	（許可の取り消し等）	17

第68条	(変更許可申請)	17
第69条	(許可の更新)	17
第 7 章	利便増進施設の設置及び管理運営	18
第70条	(利便増進施設の設置及び管理運営)	18
第 8 章	事業者管理施設の管理運営	18
第71条	(事業者管理施設の管理運営)	18
第 9 章	不可抗力及び法令等の変更	18
第72条	(不可抗力による損害等)	18
第73条	(不可抗力による協定解除)	18
第74条	(法令等の変更による損害等)	19
第75条	(法令等の変更による協定解除)	19
第 1 0 章	契約保証	19
第76条	(契約保証)	19
第 1 1 章	協定期間及び協定の解除	20
第77条	(協定期間)	21
第78条	(認定公募設置等計画の認定の有効期間)	21
第79条	(甲による協定解除)	21
第80条	(乙による協定解除)	22
第81条	(公募対象公園施設の解除に伴う措置)	22
第82条	(特定公園施設の解除に伴う措置)	23
第83条	(解除に伴う賠償等)	23
第84条	(認定公募設置等計画の認定取り消し)	24
第 1 2 章	雑則	24
第85条	(協議)	24
第86条	(著作権の使用)	24
第87条	(著作権の侵害の防止)	24
第88条	(特許権等の使用)	25
第89条	(協定上の地位の譲渡)	25
第90条	(秘密保持)	25
第91条	(計算単位等)	25
第92条	(相殺)	25
第93条	(通知先等)	25
第94条	(準拠法)	26
第95条	(管轄裁判所)	26
第96条	(甲の役割分担)	26
第97条	(定めのない事項)	26
別紙 1	定義集	27
別紙 2	事業日程	29
別紙 3	乙が付す保険等	30

別紙 4	設計図書等	32
別紙 5	完成図書等	33
別紙 6	設置管理許可申請書	34
別紙 7	占用許可申請書	35
別紙 8	打合せ簿	36

国土交通省近畿地方整備局（以下「甲」という。）と認定計画提出者である「●●●●●●●●（事業者名）」（以下「乙」という。）は、淡路地区 アウトドア・ベースエリア Park-PFI 事業（以下「本事業」という。）に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（目的）

第1条 本協定は、本事業の実施に際して必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定における用語の定義は、別紙1に規定するとおりとする。

（事業遂行の指針）

第3条 乙は、本事業を、法令等を遵守しつつ、本協定、公募設置等指針等及び認定公募設置等計画に従って遂行するものとする。

（本事業の概要）

第4条 本事業は、公募対象公園施設の設置及び管理運営並びに特定公園施設の建設、引渡し及び管理並びに利便増進施設の設置及び管理運営並びに事業者管理施設の管理運営並びにこれらに関連する一切の行為により構成される。

（乙の役割分担等）

第5条 本事業の実施に関し、乙は、次のとおり分担して実施するものとする。

業務名	担当法人
公募対象公園施設の設置	
公募対象公園施設の管理運営	
特定公園施設の建設	
特定公園施設の管理	
利便増進施設の設置	
利便増進施設の管理運営	
事業者管理施設の管理運営	

2 本協定に基づく債務の履行については、乙が、甲に対して最終責任を負うものとする。

（事業日程）

第6条 本事業は、原則として別紙2の事業日程に従って実施するものとする。

（乙による資金調達）

第7条 本事業に関連する資金の調達は、全て乙の責任において行うものとする。

(認定公募設置等計画の変更)

第8条 乙は、本事業の実施にあたり、都市公園法第5条の6第2項に規定する基準等を踏まえ、認定公募設置等計画を変更しようとする場合においては、甲の認定を受けなければならない。

2 甲及び乙は、前項に基づき認定公募設置等計画が変更された場合には、必要に応じて本協定を変更するものとする。

(許認可及び届出等)

第9条 本事業及び本協定上の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得、申請及び届出等については、乙が自己の責任及び費用において行うものとする。ただし、甲が自ら行う必要がある許認可の取得、申請及び届出についてはこの限りではない。

2 乙は、前項の許認可の取得、申請及び届出等に際しては、甲に書面による事前説明及び事後報告を行うものとし、標準処理期間を考慮し、申請及び届出等を実施するものとする。

3 甲は、乙から要請がある場合、乙による許認可の取得、申請及び届出等に必要な資料の提出その他甲が乙にとって必要と判断する事項について協力するものとする。

4 乙は、甲から要請がある場合、甲による許認可の取得、申請及び届出等に必要な資料の提出その他甲が必要とする事項について協力するものとする。

(本施設の設計及び整備工事に伴う各種調査)

第10条 乙は、本施設の設計及び整備工事に必要な測量、地質調査その他の調査を自らの責任と費用負担において行うものとする。また、乙はかかる調査等を行う場合、甲に事前に連絡するものとし、かつ、当該調査等を終了したときは甲に当該調査等に係る報告をし、その確認を受けなければならない。

(事業用地の契約不適合責任)

第11条 甲は、乙に対し、公募設置等指針等に別途明記されている場合を除き、事業用地について一切の契約不適合責任を負担しない。

2 前項の規定にかかわらず、事業用地における土壤汚染・地中障害物・埋蔵文化財のリスクについては、全て乙の負担とすることが不合理であると認められる特段の事情がある場合、甲及び乙において、その取扱いにつき協議するものとする。

(本施設の整備工事に伴う周辺の安全及び環境対策)

第12条 乙は、自らの責任と費用負担において、騒音、振動、土壤汚染、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気、電波障害その他の本施設に係る整備工事が周辺の安全及び環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の周辺の安全及び環境対策（以下本条において「周辺の安全及び環境対策」という。）を実施するものとする。この場合において、甲及び乙は、周辺の安全及び環境対策の実施の方法等について事前に協議するものとし、乙は、甲に対して、事後にその内容及び結果を報告するものとする。

2 乙は、前項の周辺の安全及び環境対策の不調を理由として認定公募設置等計画の変更をすることはできない。ただし、第8条第1項に基づき、甲の認定を受けた場合は、この限りでない。

3 周辺の安全及び環境対策の結果、公募対象公園施設の供用開始予定日、特定公園施設の引渡予定日又は利便増進施設の供用開始予定日の遅延が見込まれる場合において、乙が協議を求めた場合には、甲乙協議の上、甲は、別紙2に規定する事業日程を変更する必要があると認めら

れるときは、公募対象公園施設の供用開始予定日、特定公園施設の引渡予定日又は利便増進施設の供用開始予定日を変更するものとする。

- 4 周辺の安全及び環境対策の結果、乙に生じた増加費用及び損害（公募対象公園施設の供用開始予定日、特定公園施設の引渡予定日又は利便増進施設及び事業者管理施設の供用開始予定日に変更されたことに伴い増加する費用を含む。）については、乙が負担するものとする。

（関係事業者との連携等）

第13条 乙は、本事業の円滑な推進を目的として、甲が合理的に要求する範囲で、国営明石海峡公園内及び周辺施設の関係事業者（以下「関係事業者」という。）と連携して本事業を実施するものとする。

- 2 乙は、国営明石海峡公園内でのイベントの開催時等において、営業及び駐車場利用の制限等について甲及び関係事業者と協議し、国営明石海峡公園の円滑な運営に協力するものとする。
- 3 乙は、対象地2を管理運営する甲との間において、当該管理運営の円滑な実施及び本事業との相乗効果を図るため、適切に連携を行うものとする。

（自己責任）

第14条 乙は、本協定、設置管理許可書及び占用許可書に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に係る一切の責任を負うものとする。また、乙が、本事業に関し、第三者との間で紛争を生じ、又は損害を及ぼしたときは、乙はその紛争、損害の一切について、自己の責任と費用で解決するものとし、甲に対して、補償等の名目のいかんを問わず、金銭その他いかなる要求もしないものとする。

- 2 乙は、本協定、設置管理許可書及び占用許可書に別段の定めがある場合を除き、本事業に関する乙から甲に対する報告、通知又は説明を理由として、いかなる本協定、設置管理許可書及び占用許可書上の責任をも免れず、当該報告、通知又は説明を理由として、甲は何ら責任を負担しない。

（保険）

第15条 乙は、協定期間中、自ら又は本施設建設法人、公募施設管理法人、特定施設管理法人、利便施設管理法人若しくは事業者管理施設管理法人をして、別紙3に規定する保険を付保し、保険料を負担するものとする。

- 2 乙、本施設建設法人、公募施設管理法人、特定施設管理法人、利便施設管理法人又は事業者管理施設管理法人は、前項の保険証書の写し又はこれに代わるものを保険契約の締結後直ちに甲に提出しなければならない。

第2章 公募対象公園施設の設置（新設）

（設計）

第16条 乙は、自らの責任と費用負担において公募対象公園施設の設計を行い、別紙4に規定する設計図書等を甲に提出するものとする。甲は、提出された設計図書等を確認し、認定公募設置等計画の内容を逸脱している等の修正すべき点がある場合には、修正すべき理由を示して

乙に対して修正を指示することができる。

- 2 乙は、前項の修正の指示があった場合は、当該修正指示に基づいて設計図書等を修正し、甲に提出するものとする。この場合において、甲は、再度の修正が必要と認められるときは、乙に対して修正を指示することができるものとする。
- 3 乙は、公募対象公園施設の設計を行うにあたり、認定公募設置等計画の内容に変更が必要となった場合は、第8条第1項に基づく甲の認定を得た上で認定公募設置等計画を変更し、変更後の内容に基づき設計を行うことができる。なお、当該変更により乙に増加費用が発生した場合、当該費用は乙の負担とする。
- 4 甲は、公募対象公園施設の設計の状況について、随時乙からの報告を求めることができる。
- 5 甲は、乙から提出された設計図書等が適当であると認められるときは、書面により回答するものとする。
- 6 乙は、第1項又は第2項の設計図書等を提出したこと、第4項の求めに応じて報告を行ったこと及び前項の回答を受領したことを理由として、いかなる本協定上の責任をも免れず、甲は当該提出、報告又は回答を理由として、何ら責任を負担しない。

(甲による設計の変更)

- 第17条 甲は、甲が必要と認める場合は、前条第5項の回答をした後であっても、認定公募設置等計画の範囲内に限り乙に対して、認定公募設置等計画の内容を逸脱している等の修正すべき理由を示して、設計図書等の変更を求めることができる。
- 2 乙は、前項の規定により設計図書等を変更する場合において、乙に増加費用が生じたときは、費用負担について甲と協議するものとする。ただし、当該変更が乙の作成した設計図書等の不備若しくは瑕疵による場合又は乙の調査の誤り若しくは不足による場合は、乙が当該費用を負担するものとする。

(施工計画書)

- 第18条 乙は、本施設の周辺において甲が実施する工事との調整を図ることを目的として、公募対象公園施設の整備工事着手前に施工計画書（公募対象公園施設の整備工事期間、工事全体工程表及び各工程における施工方法についての計画を含む。）を作成し、甲に提出するものとする。
- 2 甲及び乙は、前項に規定する施工計画書について、必要があると認められる場合には、内容の変更に関する協議を行うことができる。

(主任技術者又は監理技術者の設置)

- 第19条 乙は、公募対象公園施設の整備工事着手前に建設業法に基づく主任技術者又は監理技術者を設置し、甲に報告しなければならない。主任技術者又は監理技術者は、全ての工事現場の運営・監理を行い、甲に、工事現場にかかる必要な報告を行うほか、工事現場にかかる甲の指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行する責務を負う。

(整備工事)

- 第20条 乙は、設計図書等並びに第18条に規定する施工計画書に従って、公募対象公園施設

の整備工事を行うものとする。

- 2 乙は、公募対象公園施設の整備工事着手後、設計図書等について、認定公募設置等計画の内容を逸脱しない範囲において、甲と協議の上、変更することができる。

(許可)

第21条 乙は、公募対象公園施設の整備工事着手までに、公募対象公園施設に係る設置管理許可申請書(別紙6)を提出して甲の設置管理許可を得るものとする。

- 2 設置管理許可申請書には、第16条に規定する設計図書等、第18条に規定する施工計画書を添付しなければならず、甲は、当該資料等を審査し、認定公募設置等計画に合致していれば、許可条件を付し設置管理許可を与えるものとする。
- 3 前項の許可の期間は、許可の日から10年とする。
- 4 乙は、公募対象公園施設の設置管理許可に基づき、設置管理許可書に記載する年間使用料(以下「設置管理許可使用料」という。)を甲に支払う。なお、設置管理許可使用料の起算日は、都市公園法施行令第20条の定めにより、設置管理許可の開始日とする。
- 5 乙は、事業年度ごとに甲が発行する納入告知書により納入期限内に設置管理許可使用料をそれぞれ納付するものとする。ただし、設置管理許可の期間が1年に満たない事業年度においては、日割り計算により支払うこととし、円未満の端数が生じるときは切り捨てるものとする。

(第三者の使用)

第22条 乙は、公募対象公園施設の整備工事にあたって、施工計画書に記載されていない者(以下本条において「第三者」という。)を使用(業務委託及び下請負を含む。)する場合、全て乙の責任において使用し、公募対象公園施設の整備工事に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなす。

(甲による説明要求及び立会)

第23条 甲は、公募対象公園施設の整備工事の状況その他甲が必要とする事項について、随時、乙に対して説明を求めることができる。

- 2 前項に規定する説明の結果、公募対象公園施設の整備工事の状況が設計図書等の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。
- 3 甲は、公募対象公園施設の整備工事期間中、事前の通知なしに公募対象公園施設の整備工事に立会うことができる。
- 4 乙は、甲が第1項に規定する説明を受けたこと又は第3項に規定する立会を行ったことを理由として、公募対象公園施設の整備工事の全部又は一部に瑕疵又は不備(乙の過失の有無を問わない。)があった場合においていかなる本協定上の責任をも免れず、甲は、当該説明を受けたこと又は当該立会を行ったことを理由として、何ら責任を負担しない。

(甲による中間確認)

第24条 甲は、公募対象公園施設の整備工事が設計図書等に従い行われていることを確認するために、公募対象公園施設の整備工事期間中、必要な事項に関する中間確認を実施することができるものとし、確認時期は、甲及び乙が別途協議により定めるものとする。

- 2 中間確認の結果、公募対象公園施設の整備工事の状況が設計図書等の内容を逸脱しているこ

とが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。

- 3 乙は、甲が第1項に規定する中間確認を行ったことを理由として、いかなる本協定上の責任をも免れず、甲は、当該確認を行ったことを理由として、何ら責任を負担しない。

(乙による完成検査)

第25条 乙は、自己の責任及び費用において、公募対象公園施設の整備工事の完成検査を行うものとする。乙は、公募対象公園施設の整備工事の完成検査の日程を、事前に甲に対して通知しなければならない。

- 2 甲は、乙が前項の規定に従い行う完成検査に立会うことができる。なお、甲は、甲が必要と認める場合、乙をして、必要最低限の破壊検査を行わせることができる。この場合において、破壊検査及び復旧に要する費用は乙の負担とする。
- 3 乙は、甲が前項に規定する完成検査への立会を行ったことを理由として、いかなる本協定上の責任をも免れず、甲は、当該立会を行ったことを理由として、何ら責任を負担しない。
- 4 乙は、完成検査に対する甲の立会の有無を問わず、甲に対して完成検査の結果を報告するものとする。

(甲による完了検査)

第26条 甲は、乙から前条第4項に規定する報告を受けた場合、14日以内に公募対象公園施設の整備工事の完了検査を実施するものとする。

- 2 完了検査の結果、公募対象公園施設の整備工事の状況が設計図書等の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができる。この場合、乙はこれに従わなければならない。当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。
- 3 甲は、前項の是正の完了の報告を受けた場合、再度完了検査を実施するものとする。
- 4 前項の再度の完了検査は、第1項及び第2項の規定を準用して行うものとする。この場合において、第1項中「前条第4項に規定する報告」とあるのは「是正の完了の報告」と読み替えて適用するものとする。

(甲による完了検査確認通知書の交付)

第27条 甲が前条に規定する完了検査を実施し、前条第2項に基づく是正を求めない場合で、かつ、乙が別紙5に記載する完成図書等を甲に対して提出した場合、甲は、乙に対して完了検査確認通知書を交付するものとする。

- 2 乙は、甲が前項の完了検査確認通知書を交付したことを理由として、いかなる本協定上の責任をも免れず、甲は、当該通知書の交付を理由として、何ら責任を負担しない。

(供用開始予定日の変更)

第28条 乙は、別紙1に規定する不可抗力、法令等の変更又は乙の責めによらざる事由により公募対象公園施設の供用開始予定日の遅延が避けられない場合は、当該予定日の変更について甲に協議を求めることができる。この場合において、甲は、乙と協議の上、合理的な供用開始予定日を定めるものとし、乙はこれに従うものとする。当該供用開始予定日を変更する手続は、甲乙協議の上、乙が甲に対し、甲の指示に従い、別紙2を再提出することにより成立すること

とする。

(整備工事の一時中止)

第29条 甲は、必要があると認められる場合、その理由を乙に通知した上で、公募対象公園施設の整備工事の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 甲は、前項に従い公募対象公園施設の整備工事の全部又は一部を一時中止させた場合において、必要と認めたときには、公募対象公園施設の供用開始予定日を変更することができる。当該引渡予定日を変更する手続は、甲乙協議の上、乙が甲に対し、甲の指示に従い、別紙2を再提出することにより成立することとする。

(整備工事の一時中止による費用等の負担)

第30条 前条による整備工事の一時中止によって、公募対象公園施設の整備工事の続行に備え、工事現場を維持するための費用、労働者や建設機械器具等を保持するための費用、又はその他の公募対象公園施設の整備工事の一時中止やその続行に起因して合理的な増加費用が必要となり、若しくは乙が損害を被ったときは、甲と乙との間で必要な措置を行うため協議し、当該整備工事の一時中止に伴う費用は、当該整備工事の一時中止が、甲の責めに帰すべき事由に基づく場合は、甲の負担とし、乙の責めに帰すべき事由に基づく場合は乙の負担とする。

2 前項の場合を除き、不可抗力又は法令等の変更により、公募対象公園施設の供用開始予定日を変更し、又はかかる整備工事の一時中止が必要となる場合、合理的な増加費用及び損害は、第72条及び第74条に従いその負担を定める。

(整備工事中に乙が第三者に与えた損害)

第31条 乙が公募対象公園施設の整備工事に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合、乙は、当該第三者に対してかかる損害を賠償する責務を負うものとする。この場合において、乙は、損害内容等を記した書面を作成し、甲に報告しなければならない。

(整備工事開始及び完了時の甲に対する届出)

第32条 乙が、第21条に基づく設置管理許可に係る公募対象公園施設の整備工事を開始及び完了したときは、その旨を速やかに甲に届け出るものとする。

第2章の2 公募対象公園施設の設置（改修）

(既存施設の改修)

第33条 前章の規定にかかわらず、乙が、公募対象公園施設の全部又は一部につき、甲の所有する既存施設の改修により整備する場合、前章の規定につき、「整備」を「改修」に読み替えるなど、文脈に応じて適宜読み替えた上で、その趣旨に応じて適用するものとする。

第3章 公募対象公園施設（新設）の管理運営

(管理運営)

第34条 乙は、毎事業年度、前事業年度の2月末日まで（初回は公募対象公園施設の供用開始日の1か月前まで）に、次の事項を記載した管理運営計画書を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。

一 総則

- ① 管理運営方針
- ② 管理運営体制
- ③ 緊急時の体制及び対応
- ④ 職員配置計画

二 管理運営計画

- ① サービス内容（営業日・営業時間、利用料金、サービス内容等）
- ② 建物、設備、消防の点検・保守
- ③ 樹木、草花等植物育成管理
- ④ 警備、巡回、清掃（不法・迷惑行為・苦情要望への対応等）
- ⑤ 安全対策（事故対策、防火・防犯・防災、保険の加入等）
- ⑥ 環境対策（騒音対策等）
- ⑦ 公園管理者及び管理センターとの協議事項（駐車場の利用等）
- ⑧ 利用目標（利用人数、満足度等）
- ⑨ 資金計画及び収支計画
- ⑩ その他、良好な管理運営に関すること

2 乙は、第21条に基づく設置管理許可の際に付された許可条件、管理運営計画書に基づき、適切に管理運営を行うものとする。

（甲による事業評価及び改善命令）

第35条 乙は、管理運営計画書に基づく管理運営状況を記載した管理運営報告書を事業年度ごとに作成して、毎事業年度終了後40日以内に甲へ提出し、評価を受けなければならない。なお、最終事業年度においては第42条第2項の規定に基づく原状回復の完了の報告とともに最終事業年度の管理運営報告書を提出することとする。管理運営報告書に記載する事項については、甲乙協議の上決定する。

2 甲は、管理運営報告書をもとに、次の各号に掲げる事項につき、事業評価を実施する。

- 一 認定公募設置等計画及び管理運営計画書に則した事業内容が実施されていたか。
- 二 公募対象公園施設の管理運営の不備により、第三者に危害を加えることがなかったか。
- 三 その他、公募対象公園施設の管理運営が適切に行われていたか。

3 甲は、前項に基づく評価により、乙の管理運営状況が適切でないと認められる場合、乙に対し、その改善を命令することができる。この場合、乙は、速やかに改善計画を作成し、甲に提出しなければならない。

（許可の取り消し等）

第36条 甲は、国営明石海峡公園に関する工事のためやむを得ない事由が生じた場合、その他都市公園法に規定する事由が生じた場合においては、都市公園法に規定するところに従い、第21条に基づく設置管理許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止等を行うことができるものとする。

2 前項の場合において、乙に生じた損失に伴う補償については、都市公園法その他関係法令の

規定に従うものとする。

(変更許可申請)

第37条 乙が、第21条に基づく設置管理許可を受けた事項（公募対象公園施設の構造、外観及び管理の方法等）を変更しようとするときは、甲と協議し、甲の承認を得た上で、当該事項を記載した申請書を甲に提出し、その許可を得なければならない。

2 乙は、前項に基づく変更の結果、認定公募設置等計画に規定する事項の変更が必要となった場合は、甲と協議し、第8条第1項に基づく甲の認定を得た上で、認定公募設置等計画を変更し、管理運営計画書を変更したうえで、管理運営を行うものとする。

(廃止許可申請)

第38条 乙が、第21条に基づく設置管理許可に係る設置を廃止するときは、甲と協議し、甲の承認を得たうえで、当該事項を記載した申請書を甲に提出し、その許可を得なければならない。

(許可の更新)

第39条 乙は、第21条に基づく設置管理許可期間終了の6か月前までに再度許可申請を行うものとし、甲は、当該許可申請を審査し、認定公募設置等計画に合致していれば、設置管理許可終了日の翌日から別紙2に記載する本協定終了日まで許可を更新するものとする。

2 乙は、甲が法令等の変更により許可を更新しない場合でも、甲に補償や損害賠償を請求することはできない。

3 甲は、乙の許可申請が認定公募設置等計画に合致していない場合、乙に対し、許可申請の訂正を命令することができる。この場合、乙は速やかに訂正許可申請書を作成し、甲に提出しなければならない。

4 乙は、認定公募等設置計画の有効期間終了後の設置管理許可の更新に係る申請をする場合、認定公募等設置計画の有効期間終了の6ヶ月前までに甲と協議するものとする。

(第三者による使用)

第40条 乙は、公募対象公園施設の全部又は一部を管理運営計画書に記載されていない者（以下本条において「第三者」という。ただし、本施設の宿泊・飲食利用等の一般利用者を含まない。以下本項及び第4項において同じ。）に賃貸又は使用させようとするときは、事前に当該第三者の概要及びその他甲が要求した内容を記載した書面を甲に提出するものとする。

2 乙は、公募対象公園施設を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者又は法令等に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されている者に使用させてはならない。

3 乙は、別に定めのない限り、公募対象公園施設の管理運営期間終了日までに公募対象公園施設に関して、第三者との建物賃貸借契約等を終了させ、全ての入居者を退去させるものとする。この場合において、退去に要する費用（入居者への補償も含む。）は全て乙の負担とする。

4 乙は、乙が公募対象公園施設の全部若しくは一部を第三者に賃貸若しくは使用させようとする場合、又は当該第三者が公募対象公園施設の全部若しくは一部を転貸若しくは他の第三者に使用させようとする場合（更に順次転貸又は他の第三者に使用させようとする場合等も含む。）においても、自らが本協定上負う義務と同様の義務を当該第三者等に遵守させるものとし、当

該第三者等が甲に対して負うべき責任については、乙が甲に対し直接責任を負うものとする。

(災害時等の対応)

第41条 地震火災等の災害時に国営明石海峡公園が、避難地又は災害復旧活動拠点として利用される場合、乙は適切な対応を行うものとする。詳細は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

2 不可抗力又は事故時など公園管理上必要な緊急時において、甲は乙に対し本施設の一部又は全部の停止を求めることができるものとする。この場合、乙は、甲と協議の上、当該停止の是非について判断する。なお、甲は、乙が本施設の一部又は全部を停止した場合であっても、これにより発生した乙の増加費用及び損害を賠償する義務等一切の補償義務を負わないものとする。

3 乙は、前項に基づき、本施設の一部又は全部を停止したときは、甲に対して、第21条第4項に規定する設置管理許可使用料の減額を請求することができる。この場合、甲及び乙は誠実に協議を行い、合意によって、設置管理許可使用料を減額することができるものとする。

(原状回復)

第42条 乙は、第39条第4項及び第43条第2項に定める場合を除き、別紙2に規定する本協定終了日までに、乙の責任及び費用負担により、公募対象公園施設を撤去し、認定公募設置等計画に基づき原状回復を行わなければならない。原状回復の方法については、甲乙協議を行うものとする。

2 乙は、前項の原状回復が完了した場合、速やかに甲に報告しなければならない。

3 甲は、前項による報告を受けた場合、14日以内に完了の検査を実施するものとする。

4 前項の完了検査の結果、原状回復が不十分であった場合、甲は乙に対して追加の工事等を求めることができる。

5 甲は、前項の追加の工事等の完了の報告を受けた場合、再度完了検査を実施するものとする。

6 前項の再度の完了検査は、第3項及び第4項の規定を準用して行うものとする。この場合において、第3項中「前項による報告」とあるのは、「追加の工事等の完了の報告」と読み替えて適用するものとする。

7 乙が、第1項の期間内に公募対象公園施設を撤去し、認定公募設置等計画に基づき原状回復を行わない場合、甲は、自ら公募対象公園施設を撤去し、その費用を乙に請求できるものとする。

(譲渡の取扱い)

第43条 乙は、甲の事前の承諾なく、公募対象公園施設の全部又は一部を第三者へ譲渡することはできないものとする。乙が、甲の事前承諾を得て公募対象公園施設の全部又は一部を第三者へ譲渡する場合、原則として当該施設に関する本協定における乙の権利義務の一切を承継するものとする。

2 乙は、前条の規定にかかわらず、甲が本協定終了日の6か月前までに、協定期間の終了後に乙の所有する公募対象公園施設を、甲又は甲が指定する第三者に譲渡することを求めた場合、これに従うものとする。

3 前項の譲渡に係る条件については、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、譲渡価格についての算定方法は次の各号によるものとする。

- 一 甲に譲渡する場合は、乙は無償で譲渡するものとする。
- 二 甲が指定する第三者に譲渡する場合は、乙の責任において、甲が指定する第三者と乙で譲渡価格を決定するものとする。
- 三 前号の場合において、甲は、理由のいかんを問わず、譲渡価格の決定若しくは譲渡契約の締結がなされず又はこれらの契約に基づく財産の譲渡が実施されない場合にあっても、これにより発生した乙の増加費用及び損害を賠償する義務等一切の補償義務を負わないものとする。

第3章の2 公募対象公園施設（改修）の管理運営

（公募対象公園施設（改修）の管理運営）

- 第44条 前章の規定にかかわらず、乙の管理運営する公募対象公園施設の全部又は一部が、乙による改修後の甲の所有する既存施設である場合、前章の規定につき、「設置管理許可」を「管理許可」に読み替えるなど、文脈に応じて適宜読み替えた上で、その趣旨に応じて適用するものとする。なお、疑義を避けるために付言すると、乙の管理運営する公募対象公園施設の全部が乙の所有に属することを前提とする第42条及び第43条は、次項の場合を除き、適用されない。
- 2 前項に規定する場合、本協定終了に伴う乙の管理運営する公募対象公園施設の取扱いについては、甲及び乙が協議の上決定する。この場合、当該決定の内容に応じて必要であれば、第42条及び第43条についても、文脈に応じて適宜読み替えた上で、その趣旨に応じて適用するものとする。

第4章 特定公園施設の建設

（設計）

- 第45条 乙は、自らの責任と費用負担において特定公園施設の設計を行い、別紙4に規定する設計図書等を甲に提出するものとする。甲は、提出された設計図書等を確認し、認定公募設置等計画の内容を逸脱している等修正すべき点がある場合には、修正すべき理由を示して乙に対して修正を指示することができる。
- 2 乙は、前項の修正の指示があった場合は、当該修正指示に基づいて設計図書等を修正し、甲に提出するものとする。この場合において、甲は、再度の修正が必要と認められるときは、乙に対して修正を指示することができる。
- 3 乙は、特定公園施設の設計を行うにあたり、認定公募設置等計画の内容に変更が必要となった場合は、第8条第1項に基づく甲の認定を得た上で認定公募設置等計画を変更し、変更後の内容に基づき設計を行うことができる。なお、当該変更により乙に増加費用が発生した場合、当該費用は乙の負担とする。
- 4 甲は、特定公園施設の設計の状況について、随時乙からの報告を求めることができる。
- 5 甲は、乙から提出された設計図書等が適当であると認められるときは、書面により回答するものとする。
- 6 乙は、第1項又は第2項の設計図書等を提出したこと、第4項の求めに応じて報告を行った

こと及び前項の回答を受領したことを理由として、いかなる本協定上の責任をも免れず、甲は、当該提出、報告又は回答を理由として、何ら責任を負担しない。

- 7 乙は都市公園法、建築基準法及びその他関係法令を遵守して、特定公園施設の設計を行わなければならない。

(甲による設計の変更)

第46条 甲は、甲が必要と認める場合は、前条第5項の回答をした後であっても、認定公募設置等計画の範囲内に限り、乙に対して、認定公募設置等計画の内容を逸脱している等の修正すべき理由を示して、設計図書等の変更を求めることができる。

- 2 乙は、前項の規定により設計図書等を変更する場合において、乙に増加費用が生じたときは、費用負担について甲と協議するものとする。ただし、当該変更が乙の作成した設計図書の不備若しくは瑕疵による場合又は乙の調査の誤り若しくは不足による場合は、乙が当該費用を負担するものとする。

(施工計画書)

第47条 乙は、本施設の周辺において甲が実施する工事との調整を図ることを目的として、特定公園施設の整備工事着手前に施工計画書（特定公園施設の整備工事期間、工事全体工程表及び各工程における施工方法についての計画を含む。）を作成し、甲に提出するものとする。

- 2 甲及び乙は、前項に規定する施工計画書について、必要があると認められる場合には、内容の変更に関する協議を行うことができる。

(主任技術者又は監理技術者の設置)

第48条 乙は、特定公園施設の整備工事着手前に建設業法に基づく主任技術者又は監理技術者を設置し、甲に報告しなければならない。主任技術者又は監理技術者は、全ての工事現場の運営・監理を行い、甲に、工事現場にかかる必要な報告を行うほか、工事現場にかかる甲の指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行する責務を負う。

(整備工事)

第49条 乙は、設計図書等並びに第47条に規定する施工計画書に従って、特定公園施設の整備工事を行うものとする。

- 2 乙は、特定公園施設の整備工事の着手後、設計図書等について、必要があると認められる場合には、認定公募設置等計画の内容を逸脱しない範囲において甲の承諾を得た上で変更することができる。
- 3 乙は、特定公園施設の整備工事着手までに、特定公園施設に係る設置管理許可申請書（別紙6）を提出して甲の設置許可を得るものとする。
- 4 設置管理許可申請書には、第45条に規定する設計図書等、第47条に規定する施工計画書を添付しなければならない。甲は、当該資料等を審査し、認定公募設置等計画に合致していれば、許可条件を付し設置許可を与えるものとする。
- 5 本条に規定する特定公園施設に係る設置管理許可の使用料の額は、免除とする。
- 6 本条に規定する設置管理許可の期間は、特定公園施設の整備工事に要する合理的な期間とする。

(第三者の使用)

第50条 乙は、特定公園施設の整備工事にあたって施工計画書に記載されていない者（以下本条において「第三者」という。）を使用（業務委託及び下請負を含む。）する場合、全て乙の責任において行うものとし、特定公園施設の整備工事に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなすものとする。

(甲による説明要求及び立会)

第51条 甲は、特定公園施設の整備工事の状況その他甲が必要とする事項について、随時、乙に対して説明を求めることができる。

2 前項に規定する説明の結果、特定公園施設の整備工事の状況が設計図書等の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。

3 甲は、特定公園施設の整備工事期間中、事前の通知なしに特定公園施設の整備工事に立会うことができる。

4 乙は、甲が第1項に規定する説明を受けたこと又は第3項に規定する立会を行ったことを理由として、特定公園施設の整備工事の全部又は一部に瑕疵又は不備（乙の過失の有無を問わない。）があった場合においていかなる本協定上の責任をも免れず、甲は、当該説明を受けたこと又は立会を行ったことを理由として、何ら責任を負担しない。

(甲による中間確認)

第52条 甲は、特定公園施設が設計図書等に従い整備工事が行われていることを確認するために、特定公園施設の整備工事期間中、必要な事項に関する中間確認を実施することができるものとし、確認時期は甲乙間の別途協議により定めるものとする。

2 中間確認の結果、特定公園施設の整備工事の状況が設計図書等の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。

3 乙は、甲が第1項に規定する中間確認を行ったことを理由として、いかなる本協定上の責任をも免れず、甲は、当該確認を行ったことを理由として、何ら責任を負担しない。

(乙による完成検査)

第53条 乙は、自己の責任及び費用において、特定公園施設の整備工事の完成検査を行うものとする。乙は、特定公園施設の整備工事の完成検査の日程を、事前に甲に対して通知しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に従い行う完成検査へ立会うことができる。なお、甲は、甲が必要と認める場合、乙をして、必要最低限の破壊検査を行わせることができる。この場合において、破壊検査及び復旧に要する費用は乙の負担とする。

3 乙は、甲が前項に規定する完成検査への立会を行ったこと又は破壊検査を行ったことを理由として、いかなる本協定上の責任をも免れず、甲は、当該立会又は検査を行ったことを理由として、何ら責任を負担しない。

4 乙は、完成検査に対する甲の立会の有無を問わず、甲に対して完成検査の結果を報告するものとする。

(甲による完了検査)

第54条 甲は、乙から前条第4項に規定する報告を受けた場合、14日以内に特定公園施設の整備工事の完了検査を実施するものとする。

- 2 完了検査の結果、特定公園施設の整備工事の状況が設計図書等の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができる。この場合、乙はこれに従わなければならない、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。
- 3 甲は、前項の是正の完了の報告を受けた場合、再度完了検査を実施するものとする。
- 4 前項の再度の完了検査は、第1項及び第2項の規定を準用して行うものとする。この場合において、第1項中「前条第4項に規定する報告」とあるのは「是正の完了の報告」と読み替えて適用するものとする。

(甲による完了検査確認通知書の交付)

第55条 甲が前条に規定する完了検査を実施し、前条第2項に基づく是正を求めない場合で、かつ、乙が別紙5に記載する完成図書等を甲に対して提出した場合、甲は、乙に対して完了検査確認通知書を交付するものとする。

- 2 乙は、甲が前項の完了検査確認通知書を交付したことを理由として、いかなる本協定上の責任をも免れず、甲は、当該通知書の交付を理由として、何ら責任を負担しない。

(引渡予定日の変更)

第56条 乙は、別紙1に規定する不可抗力、法令等の変更又は乙の責めによらざる事由により特定公園施設の引渡予定日の遅延が避けられない場合は、当該予定日の変更について甲に協議を求めることができる。この場合において、甲は、乙と協議の上、合理的な引渡予定日を定めるものとし、乙はこれに従うものとする。当該引渡予定日を変更する手続は、甲乙協議の上、乙が甲に対し、甲の指示に従い、別紙2を再提出することにより成立することとする。

(整備工事の一時中止)

第57条 甲は、必要があると認められる場合、その理由を乙に通知した上で、特定公園施設の整備工事の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 甲は、前項に従い特定公園施設の整備工事の全部又は一部を一時中止させた場合において、必要と認めたときには、特定公園施設の引渡予定日を変更することができる。当該引渡予定日を変更する手続は、甲乙協議の上、乙が甲に対し、甲の指示に従い、別紙2を再提出することにより成立することとする。

(整備工事の一時中止による費用等の負担)

第58条 前条による整備工事の一時中止によって、特定公園施設の整備工事の続行に備え、工事現場を維持するための費用、労働者や建設機械器具等を保持するための費用、又はその他の特定公園施設の整備工事の一時中止やその続行に起因して合理的な増加費用が必要となり、若しくは乙が損害を被ったときは、甲と乙との間で必要な措置を行うため協議し、当該整備工事の一時中止に伴う費用は、当該整備工事の一時中止が、甲の責めに帰すべき事由に基づく場合は、甲の負担とし、乙の責めに帰すべき事由に基づく場合は、乙の負担とする。

- 2 前項の場合を除き、不可抗力又は法令等の変更により、特定公園施設の引渡予定日を変更し、又はかかる整備工事の一時中止が必要となる場合、合理的な増加費用及び損害は、第72条及

び第74条に従いその負担を定める。

(整備工事中に乙が第三者に与えた損害)

第59条 乙が特定公園施設の整備工事に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合、乙は、当該第三者に対してかかる損害を賠償する責務を負うものとする。この場合において、乙は、損害内容等を記した書面を作成し、甲に報告しなければならない。

(許可の取り消し等)

第60条 甲は、国営明石海峡公園に関する工事のためやむを得ない事由が生じた場合、その他都市公園法に規定する事由が生じた場合においては、都市公園法に規定するところに従い、第49条に基づく設置管理許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止等を行うことができるものとする。

2 前項の場合において、乙に生じた損失に伴う補償については、都市公園法その他関係法令の規定に従うものとする。

(整備工事開始及び完了時の甲に対する届出)

第61条 乙が、第49条に基づく設置管理許可に係る特定公園施設の整備工事を開始及び完了したときは、その旨を速やかに甲に届け出るものとする。

第5章 特定公園施設の引渡し

(所有権移転及び引渡しに伴う諸条件)

第62条 乙は、第54条に規定する完了検査において、合格した場合には、甲に対して特定公園施設を譲渡するものとする。乙は、特定公園施設について、担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を甲に移転しなければならない。

2 特定公園施設の譲渡価額は無償とする。

3 甲の責めに帰すべき事由により、乙が特定公園施設の引渡予定日に引渡しを行うことができなかった場合、甲は、その遅延により乙に生じた合理的な範囲の増加費用及び損害を負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由に起因して損害が生じたことにより乙が保険、保証、補償金等を受領した場合には、甲は乙にその内容等について開示を求めることができ、乙は当該保険、保証、補償金等の額を甲が負担すべき額から控除するものとする。

4 不可抗力、法令等の変更により、乙が特定公園施設の引渡予定日に引渡しを行うことができなかった場合、その遅延により生じた合理的な範囲の増加費用及び損害については、第71条及び第73条の規定に従うものとする。

5 前二項以外の事由により、乙が特定公園施設の引渡予定日に特定公園施設の引渡しを行うことができなかった場合、乙は、当該引渡予定日の翌日から実際に特定公園施設が引渡された日までの期間（両端日を含む。）の日数に応じ、認定公募設置等計画に記載された特定公園施設の整備費相当額（認定公募設置等計画に記載されたもの。）につき、当該引渡しの遅延発生時における国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率（昭和32年大蔵省告示第8号）を乗じて計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。この場合において、甲が負担した増加費用及び損害に相当する額が上記遅延損害金の

金額を超過する場合は、かかる超過額につき、乙は遅延損害金に加えて甲に対して支払うものとする。

(契約不適合責任)

- 第63条 甲は、特定公園施設に種類又は品質に関して本協定又は本事業の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、乙に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、当該契約不適合が甲の指示によって生じた場合で、かつ、乙が当該指示の不適當なことを重大な過失なくして知らなかったため甲に対しその旨指摘できなかった場合は、この限りではない。
- 2 前項の規定による契約不適合の修補又は損害賠償の請求は、前条の規定による特定公園施設の引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、乙が当該契約不適合を知っていた場合、又は、当該契約不適合が、乙の故意若しくは重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は前条の規定による特定公園施設の引渡しを受けた日から10年以内とする。
- 3 甲は、特定公園施設が第1項の契約不適合により滅失又はき損したときは、前項に規定する期間内で、かつ、甲がその滅失又はき損を認識した日から6か月以内に第1項の権利を行使するものとする。

第6章 特定公園施設の管理

(許可)

- 第64条 乙は、特定公園施設の引渡予定日までに、特定公園施設に係る設置管理許可申請書（別紙6）を提出して甲の管理許可を得るものとする。
- 2 管理許可申請書には、第65条に規定する管理運営計画書を添付しなければならず、甲は、当該資料等を審査し、認定公募設置等計画に合致していれば、許可条件を付し管理許可を与えるものとする。
- 3 前項の管理許可の期間は、許可の日から10年以内とする。
- 4 第2項に基づく管理許可の使用料の額は、免除とする。

(管理)

- 第65条 乙は、毎事業年度、前事業年度の2月末日まで（初回は管理許可申請時）に、管理運営計画書を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。
- 2 乙は、前条の規定による管理許可の際に付された許可条件、管理運営計画書に基づき、適切に管理を行うものとする。
- 3 第1項に基づく管理運営計画書は、第34条第1項に規定する管理運営計画書と一体的に作成するものとする。
- 4 乙は、特定公園施設の管理運営を行うために必要となる一切の費用（光熱水費及び租税公課を含む）を負担するものとし、甲は当該費用に関する負担を行わないものとする。
- 5 引渡し後における自然災害等による特定公園施設の修繕費については、特定公園施設の損害状況や当該修繕費の金額等について、甲乙協議の上、合理性が認められる範囲で甲が負担する。

ただし、乙が付保した保険により填補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

(甲による事業評価及び改善命令)

第66条 乙は、管理運営計画書に基づく管理状況を記載した管理運営報告書を事業年度ごとに作成して、毎事業年度終了後40日以内に甲へ提出し、評価を受けなければならない。ただし、事業最終年度においては事業年度終了後速やかに提出するものとする。管理運営報告書に記載する事項については、甲乙協議の上決定する。

2 甲は、管理運営報告書をもとに、次の各号に掲げる事項につき、事業評価を実施する。

- 一 認定公募設置等計画及び管理運営計画書に則した管理が実施されていたか。
- 二 特定公園施設の管理の不備により、第三者に危害を加えることがなかったか。
- 三 その他、特定公園施設の管理が適切に行われていたか。

3 甲は、前項に基づく評価により、乙の管理状況が適切でないと認められる場合、乙に対し、その改善を命令することができる。この場合、乙は速やかに改善計画を作成し、甲に提出しなければならない。

(許可の取り消し等)

第67条 甲は、国営明石海峡公園に関する工事のためやむを得ない事由が生じた場合、その他都市公園法に規定する事由が生じた場合においては、都市公園法に規定するところに従い、第64条に基づく管理許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止等を行うことができるものとする。

2 前項の場合において、乙に生じた損失に伴う補償については、都市公園法その他関係法令の規定に従うものとする。

(変更許可申請)

第68条 乙が、第64条に基づく管理許可を受けた事項（特定公園施設の管理の方法等）を変更しようとするときは、甲と協議し、甲の承認を得た上で、当該事項を記載した申請書を甲に提出し、その許可を得なければならない。

2 乙は、前項に基づく変更の結果、認定公募設置等計画に規定する事項の変更が必要となった場合は、甲と協議し、第8条第1項に基づく甲の認定を得た上で、認定公募設置等計画を変更し、管理運営計画書を変更したうえで、管理を行うものとする。

(許可の更新)

第69条 乙は、第64条に基づく管理許可期間終了の6か月前までに再度許可申請を行うものとし、甲は、当該許可申請を審査し、認定公募設置等計画に合致していれば、管理許可終了日の翌日から別紙2に記載する特定公園施設の管理期間の末日まで許可を更新するものとする。

2 乙は、甲が法令等の変更により管理許可を更新しない場合でも、甲に補償や損害賠償を請求することはできない。

3 甲は、乙の許可申請が認定公募設置等計画に合致していない場合、乙に対し、許可申請の訂正を命令することができる。この場合、乙は速やかに訂正許可申請書を作成し、甲に提出しなければならない。

4 乙は、特定公園施設の管理期間終了後の管理許可の更新に係る申請をする場合、特定公園施

設の管理期間終了の6ヶ月前までに甲と協議するものとする。

第7章 利便増進施設の設置及び管理運営

(利便増進施設の設置及び管理運営)

第70条 利便増進施設の設置及び管理運営は、第16条から第43条、第81条の規定を準用して行うものとする。この場合において、「公募対象公園施設」とあるのは「利便増進施設」に、「設置管理許可」とあるのは「占有許可」に、「設置管理許可申請書」とあるのは「占有許可申請書」に、「別紙6」とあるのは「別紙7」に、「設置管理許可使用料」とあるのは「占有料」に、「設置管理許可期間」は「占有許可期間」に、それぞれ読み替えて適用するものとする。

第8章 事業者管理施設の管理運営

(事業者管理施設の管理運営)

第71条 事業者管理施設の管理運営は、第6章の規定を準用して行うものとする。この場合において、「特定公園施設」とあるのは「事業者管理施設」に読み替えて適用するものとする。

第9章 不可抗力及び法令等の変更

(不可抗力による損害等)

第72条 不可抗力により、乙に増加費用及び損害が生じるときは、乙が当該増加費用及び損害を負担するものとする。ただし、本協定において別段の定めがある場合はこの限りではない。また、第41条第3項の規定する場合における乙の甲に対する設置管理許可使用料の減額請求を妨げるものではない。

(不可抗力による協定解除)

第73条 不可抗力により本事業の遂行が困難となった場合、乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに甲に対し通知しなければならない。

- 2 前項の通知があった場合、甲及び乙は、当該通知の内容について確認し、不可抗力により本事業の遂行が困難であると甲が認めたときは、対応方針について協議するものとする。
- 3 前項の措置を講じてもなお、本協定締結後に発生した不可抗力により、本事業の継続が不能となったときは、甲乙協議の上、甲は、本協定を解除することができるものとする。
- 4 前項に基づき甲が本協定を解除した場合、乙は、本協定解除から速やかに、第42条（第70条により準用される第42条を含む。以下、別段の定めがある場合を除き、第70条により準用される全ての条項につき同様とする。）に基づき原状回復するものとする。
- 5 第3項に基づき甲が本協定を解除した場合、第21条に基づく設置管理許可及び第49条に基づく設置許可又は第64条に基づく管理許可も終了するものとする。
- 6 甲及び乙は、本協定に別段の定めがある場合を除き、第3項の解除により生じた増加費用及び損害を相互に請求できないものとする。

(法令等の変更による損害等)

第74条 法令等の変更、追加により、乙に増加費用及び損害が生じるときは、乙が当該増加費用及び損害を負担するものとする。

(法令等の変更による協定解除)

第75条 法令等の変更により本事業の遂行が困難となった場合、乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに甲に対し通知しなければならない。

2 前項の通知があった場合、甲が当該通知の内容について確認し、法令等の変更により本事業の遂行が困難となったものであると認めたときは、甲及び乙は、対応方針について協議するものとする。

3 前項の措置を講じてもなお、法令等の変更により、本事業の継続が不能となったときは、甲乙協議の上、甲は、本協定を解除することができるものとし、その際の処理については第73条第4項ないし第6項の規定を適用する。

第10章 契約保証

(契約保証)

第76条 乙は、第42条第7項及び第81条第3項に定める原状回復費（以下「原状回復費」という。）を対象とする契約保証として、本条に定める措置を行う。

2 契約保証の対象となる原状回復費の金額は、以下のとおり定めるものとする。ただし、第15条に従い付保された保険に係る保険金が、原状回復費に充当されるものとして甲に対して支払われる場合には、乙が負担すべき原状回復費の金額については、当該保険金の金額相当分につき控除されるものとする。

一 別紙2に定める公募対象公園施設の整備工事着手日から特定公園施設の引渡日までの間、原状回復費は、乙が、整備工事着手日までに公募対象公園施設の施設撤去費（以下「施設撤去費」という。）の見積書を甲に提出し、甲と原状回復費の金額の協議を行ったうえ、甲の承諾を得て決定するものとする。

二 ア 特定公園施設の引渡後の原状回復費については、認定計画変更など必要に応じてその都度乙が、施設撤去費の見積書を再度甲に提出し、甲と原状回復費の金額の変更協議を行ったうえ、甲の承諾を得て原状回復費を変更する。

イ 特定公園施設の引渡後においても、甲及び乙は、相手方に対し、施設撤去費の見積書を提出し、毎年度物価変動率を乗じることにより検証を求めることができ、物価変動率を乗じた施設撤去費の金額が原状回復費と乖離する場合には、当該相手方の承諾を得て原状回復費の金額の変更を行う。

3 前項第一号に定める期間における契約保証の対象となる原状回復費は以下のとおり保全する。

一 乙は、甲の承諾を得て開設する乙名義の預金口座（以下「本件積立金口座」という。）に、整備工事着手日までに、原状回復費相当額を積み立てる。

二 甲及び乙は、甲の原状回復費の請求権を保全するため、整備工事着手日までに、前号に基づき積み立てが行われる本件積立金口座に、現在及び将来預金される金員に係る預金返還請求権に第一順位の質権（以下「本件質権」という。）を設定する甲の満足する内容に

よる質権設定契約を別途締結し、甲の指示に従い第三者対抗要件を具備する。

4 第2項第二号に定める期間における契約保証の対象となる原状回復費は以下のとおり保全する。

一 ア 乙は、特定公園施設の引渡しがなされた場合には、甲の承諾を得て指定する信託銀行（以下「本件信託銀行」という。）に対し、第2項第二号に定める原状回復費相当額を本件信託銀行の信託財産に属する金銭管理のための信託口座（以下「信託口座」という。）へ積み立てる。

イ 乙は、特定公園施設の引渡しまでに、甲の原状回復費の請求権を保全するため、甲の交付指図に従って、本件信託銀行をして、甲又は乙に対し、信託財産を交付させる甲の満足する内容による金銭信託契約を別途締結し、当該金銭信託契約書の写しを甲に提出する。また、乙は、甲の指示に従って、信託口座の積立金を用いて、本件信託銀行をして原状回復を履行させるために、本件信託銀行との間で甲の満足する内容による不動産管理信託契約を別途締結するものとし、当該信託契約書の写しを甲に提出するものとする。

ウ 甲は、乙が前項第一号に従い積み立てた本件積立金口座の資金のうち、原状回復費相当額を本号アに従い本件信託銀行に対して金銭を積み立てること及び本号イに従い甲の原状回復費の請求権を保全するための甲が満足する方法を提案し、甲の承諾を得た上で、当該甲の原状回復費の請求権を保全するための甲が満足する方法が実行されたことを条件として、前項第二号に基づき設定された質権設定をすべて解除する。本件質権が解除されない場合、本件質権は、当然に甲の原状回復費の請求権も保全するために設定されたものとみなす。

二 特定公園施設の引渡し後においても、施設撤去費の見積に変動があることにより第2項第二号イに従い原状回復費が増額される場合には、乙は当該差額を追加で(i) 本件質権が存続している場合には本件積立金口座に、(ii) 本件質権が解除されている場合には信託口座に積み立てるものとし、減額される場合には、乙は甲の承諾を得て、当該差額につき信託口座内の金銭を取り崩すことができる。

5 乙は、本協定に基づき甲に対して原状回復費を支払う義務を負う場合には、以下によるものとする。

一 整備工事着手日から特定公園施設の引渡しまでの間に原状回復費を支払うべき場合には、甲に対して、第3項に基づく預金口座から支払うものとし、当該支払が実際の原状回復に要した費用に足りない場合には、乙は当該不足分を甲に対して支払うものとする（甲は乙による原状回復費用の全額の支払を条件として、第3項第二号に基づき設定された当該口座に係る質権を解除する。）。

二 特定公園施設の引渡しがなされた後に原状回復費を支払うべき場合で、(i) 本件質権が存続している場合には、前号の規定に従うものとし、(ii) 本件質権が解除されている場合には、第4項に基づき設定された信託口座から、本件信託銀行をして当該費用を支払わせるものとし、当該支払が実際の原状回復に要した費用に足りない場合には、乙は当該不足分を甲に対して支払うものとする。

第11章 協定期間及び協定の解除

(協定期間)

第77条 協定期間は、本協定締結日から第42条（第70条により準用される第42条を含まない。）に規定する原状回復が完了する日及び第70条により準用される第42条に基づく原状回復が完了する日のいずれか遅い方の日までとする。

2 前項の協定期間の終了日は、次の場合、甲が定め、別途、乙に通知するものとする。

- 一 甲が、第36条第1項、第60条第1項、第67条第1項、第73条第5項に基づき、許可を取り消した場合又は許可が終了した場合
- 二 甲が、第39条第2項又は第69条第2項に基づき許可を更新しないことを決定した場合

(認定公募設置等計画の認定の有効期間)

第78条 認定公募設置等計画の認定の有効期間は、都市公園法第5条の5第2項の規定に従って公示された期間とする。

(甲による協定解除)

第79条 甲は、乙が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、乙に何らの催告なく本協定を解除することができる。

一 本事業に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が独占禁止法第8条第1号又は同条第2号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 本事業に関し、独占禁止法第7条若しくは第8条の2に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）において、乙が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が第8条第1号若しくは同条第2号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、乙に独占禁止法第3条又は第8条第1号若しくは同条第2号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入

札が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 本事業に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑の容疑により公訴が提起されたとき。

五 乙、その役員又は従業員が以下のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるもの

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるものウ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるもの

ウ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるもの

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの

カ その他上記アないしオに準ずるもの

2 甲は、乙が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、乙に通知して本協定を解除することができる。

一 乙が、本協定、設置管理許可書、占用許可書、公募設置等指針等及び認定公募設置等計画に規定される乙の義務に違反した場合。ただし、治癒が可能な義務違反と甲が認めた場合は、甲が相当の期間を定めてその是正を求めたにもかかわらず、当該義務違反が治癒されなかった場合

二 乙に法令等の不遵守があった場合。ただし、軽微な不遵守と甲が認めた場合は、甲が相当の期間を定めてその是正を求めたにもかかわらず、当該法令等の不遵守が改善されなかった場合

三 乙の財務状況が著しく悪化し、本事業の継続が困難と認められる場合

四 乙が、本事業の全部又は一部を放棄したと認められる場合

五 乙が、第35条第1項及び第66条第1項に規定する報告書に虚偽の記載を行った場合

六 乙が、第35条第3項及び第66条第3項に規定する改善命令後、乙が改善計画を提出又は改善計画に定められた是正策を実施しなかった場合（提出された改善計画が著しく不合理であった場合も含む。）

七 乙が、第39条第3項又は第69条第3項に規定する訂正命令後、乙が訂正許可申請書を提出しなかった場合（提出された訂正許可申請書が著しく不合理であった場合も含む。）

八 乙の責めに帰すべき事由により、第38条に基づき全ての公募対象公園施設（第70条により読み替えられる「利便増進施設」を含む。）の廃止に係る協議を乙が申し出て、甲がその事由を認めた場合

九 前各号に掲げるもののほか、乙が解散決議をし、又は乙に破産手続、民事再生手続若しくは会社更生手続等の倒産手続が申し立てられる等、乙が本事業を行うことが不適当又は本事業の継続が困難であると認められる場合

（乙による協定解除）

第80条 甲が本協定、設置管理許可書、占用許可書及び公募設置等指針等に規定される甲の義務に違反し、かかる義務違反により本事業の継続が困難であると認められる場合には、乙は甲に通知し、甲乙協議の上、本協定を解除することができるものとする。

（公募対象公園施設の解除に伴う措置）

第81条 公募対象公園施設について、前2条に基づき本協定が解除された場合で、公募対象公園施設の出来形部分が存在するときは、甲は速やかに第21条に基づく設置管理許可の取り消しを行い、乙は速やかに、第42条に基づき原状回復するものとする。ただし、第80条に基づき本協定が解除された場合の乙の損失に対する補償等については、都市公園法その他関連法令の規定に従うものとする。

2 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に公募対象公園施設の撤去をせず、又は原状回復を行わないときは、甲が乙に代わって公募対象公園施設の撤去又は原状回復を行うことができる。

- 3 前項の場合において、乙は、甲の撤去又は原状回復について異議を申し出ることとはできず、第80条に基づき本協定が解除された場合を除き、甲の撤去又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

(特定公園施設の解除に伴う措置)

第82条 特定公園施設について、第79条又は第80条に基づき本協定が解除された場合、次の各号に掲げるところによる。

- 一 特定公園施設の出来形部分が存在するときは、甲は速やかに第49条又は第64条に基づく許可の取り消しを行い、乙は速やかに、第42条の規定を準用して原状回復するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合、乙は、解除時における甲の出来形検査を受けたうえで、その全部又は一部を甲に引き渡さなければならない。
 - 二 乙が正当な理由なく、相当の期間内に特定公園施設の撤去をせず、又は原状回復を行わないときは、第81条第2項又は第3項の規定によるものとする。この場合において、「公募対象公園施設」とあるのは、「特定公園施設」と読み替えて適用するものとする。
 - 三 本協定の解除が第80条に基づく場合は、特定公園施設に関する乙の損失に対する補償等については、都市公園法その他関連法令の規定に従うものとする。
- 2 前項に規定する引渡しを受けた部分に係る乙の甲に対する契約不適合責任の取扱いについては、第63条の規定を準用する。
- 3 第1項の場合、乙は、甲に対し、当該出来形を示した設計図書等を提出するものとする。また、甲は、必要があると認められる場合は、乙をして、必要最低限の破壊検査を行わせることができる。
- 4 第79条又は第80条に基づき本協定が解除された場合、既に甲に提出されていた特定公園施設の設計図書等及び完成図書等その他本協定に関して甲の要求に基づき作成された一切の書類等（媒体の種類を問わず、甲の要求に基づき生成した情報を記録した磁気記録媒体等の一切を含む。）について、甲は、甲の裁量により無償で利用する権利を有し、これにつき乙は、一切の異議を申し立てないものとする。設計図書等の内容について、乙が特許権その他の無体財産権（以下「当該特許権」という。）を保有する工法を採用しないと実現できない場合にあっては、乙は当該特許権を有する企業から、甲が設計図書等の内容を実現する限りにおいて当該特許権を無償で使用するができるようにするものとする。

(解除に伴う賠償等)

第83条 第79条に基づき本協定が解除された場合、乙は、甲に対して、以下に掲げる違約金（違約罰とし、損害賠償の予定と解釈しない。）を支払わなければならない。

- 一 特定公園施設の引渡し前 公募対象公園施設、特定公園施設及び利便増進施設の整備費相当額（認定公募設置等計画に記載されたもの。）の10分の1に相当する額
 - 二 特定公園施設の引渡し後 公募対象公園施設及び利便増進施設の管理運営費相当額（認定公募設置等計画に記載されたもの。）の1年分に相当する額（ただし、投資部分に関する減価償却費及び公租公課、調達コストについては除く。）
- 2 前項に規定する違約金のほか、乙が本協定に関して第79条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が本協定を解除するか否かにかかわらず、乙は、認定公募設置等計画に記載された公募対象公園施設、特定公園施設及び利便増進施設の整備費相当額（認定公募設置等計画に記載されたもの。）の100分の10に相当する金額を違約金（違約罰とし、損害賠償の予定と解釈しない。）として国の指定する期間内に支払わなければならない。

- 3 甲が第76条に基づき、乙又は本件信託銀行から契約保証のための金員を受領した場合には、当該契約保証の対象である違約金及び原状回復費に充当するものとする。
- 4 第81条第1項に規定する甲の乙に対する支払いがある場合においては、甲は、本条に規定する違約金と対当額で相殺することにより決済することができる。
- 5 本条の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が、本条に基づき乙が甲に支払う違約金の額を超える場合は、甲は、乙に対してその超過分につき請求することができる。
- 6 乙が第1項又は第2項に規定する違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払発生時における国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率（昭和32年大蔵省告示第8号）を乗じて計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（認定公募設置等計画の認定取り消し）

第84条 甲は、第77条第2項に基づき協定期間を終了した場合、又は第79条若しくは第80条に基づき本協定を解除した場合、乙に通知して認定公募設置等計画の認定を取り消すものとする。

第12章 雑則

（協議）

第85条 甲及び乙は、必要と認められる場合は適宜、本協定に基づく一切の業務に関連する事項について、相手方に対し協議を求めることができる。協議等は別紙8の様式により行う。

（著作権の使用）

第86条 甲は、設計図書等について、甲の裁量により利用する権利及び権限を有し、その利用の権利及び権限は、本協定の終了後も存続する。

- 2 前項の設計図書等が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合における著作権者の権利の帰属については、著作権法の規定するところによる。
- 3 乙は、甲が当該設計図書等を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。自ら又は著作権者（甲を除く。以下本条において同じ。）をして著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使し、又はさせてはならない。
 - 一 成果物又は本施設の内容を公表すること。
 - 二 本施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で、甲及び甲の委託する第三者をして複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - 三 施設を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - 四 本施設を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
- 4 乙は、自ら又は著作権者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - 一 設計図書等を公表すること
 - 二 設計図書等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること

（著作権の侵害の防止）

第87条 乙は、その作成する成果物及び関係書類（特定公園施設の設計図書等及び特定公園施設を含む。）が、第三者の有する著作権を侵害するものではないことを甲に対して保証する。

2 乙は、その作成する成果物及び関係書類が第三者の有する著作権等を侵害したときは、これにより第三者に発生した損害を賠償し、又はその他の必要な措置を講ずる。係る著作権等の侵害に関して、甲が損害の賠償を行い又は費用を負担した場合には、乙は、甲に対し、係る損害及び費用の全額を補償する。

（特許権等の使用）

第88条 乙は、それぞれ、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令等に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用する場合、その使用に関する一切の責任を負うものとする。ただし、その使用が甲の指示による場合で、かつ、乙が当該指示の不適當なことを重大な過失なくして知らなかったため甲に対しその旨指摘できなかった場合は、この限りではない。

（協定上の地位の譲渡）

第89条 乙は、本協定に別段の定めのあるほか、甲の事前の承諾なく、本協定上の地位及び権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、若しくは担保提供その他の処分をしてはならない。

（秘密保持）

第90条 甲及び乙は、本協定の内容、本協定に関する協議の内容及び本事業に関して本協定の相手方当事者より書面により開示を受けた情報であって当該開示の時点において秘密として管理されているものにつき、本協定の相手方当事者の事前の同意を得ずして第三者に漏らしてはならず、かつ本協定の目的以外の目的には使用しないものとする。ただし、甲若しくは乙が、司法手続若しくは法令等に基づき開示する場合、又は甲若しくは乙が本事業に関連して業務を委託したアドバイザーや本事業に融資を行う金融機関等に対し本協定と同等の秘密保持義務を課して開示する場合はこの限りでない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については適用されない。

- 一 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本協定上の義務違反によることなく公知となった情報
- 二 開示の時点で開示を受けた当事者が既に保有していた情報
- 三 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報

（計算単位等）

第91条 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に規定するものとする。

2 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる通貨単位は、日本円とする。

（相殺）

第92条 甲は、乙に対して金銭債権を有するときは、当該乙が甲に対して有する保証金返還請求権、譲渡代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足のある場合はこれを追徴する。

（通知先等）

第93条 本協定で規定する書面による通知等については、本協定に記載された当事者の名称、所在地宛になされるものとする。

2 甲及び乙は、通知等の送付先について変更するときは、遅滞なく相手方に対して届け出るものとする。

(準拠法)

第94条 本協定は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈されるものとする。

(管轄裁判所)

第95条 本協定に関する紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(甲の役割分担)

第96条 甲は本協定の一部規定について、国営明石海峡公園事務所長に行わせることができる。

(定めのない事項)

第97条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠実に協議の上、これを定めるものとする。

以上を証するため、本協定を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲：大阪府大阪市中央区大手前1-5-44

国土交通省 近畿地方整備局長 ●● ●●

乙：

別紙 1 定義集

(第 2 条関係)

本協定において、次の各号に規定する用語の定義は、それぞれ当該各号に規定するところによる。

- (1) 「協定期間」とは、別紙 2 に規定する本協定の有効期間をいう。
- (2) 「公募設置等指針等」とは、甲が本事業に関する募集手続において公表又は配布した一切の書類（添付資料を含む。）及び当該書類に係る質問回答をいう。
- (3) 「公募対象公園施設」とは、認定公募設置等計画に従い都市公園法第 5 条の 2 第 1 項に規定する公募対象公園施設として設置及び管理運営されるものをいう。
- (4) 「公募施設管理法人」とは、第 5 条に規定する公募対象公園施設の管理運営業務を担当する法人をいう。
- (5) 「公募施設建設法人」とは、第 5 条に規定する公募対象公園施設の設置業務を担当する法人をいう。
- (6) 「事業年度」とは、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間とする。
- (7) 「設置管理許可書」とは、都市公園法第 5 条の規定及び公募設置等指針等に基づき、甲が乙に対して交付する予定の、本事業の対象となる公募対象公園施設の設置及び管理運営並びに特定公園施設の建設及び管理の方法等に関する事項を定めた許可書をいう。
- (8) 「占用許可書」とは、都市公園法第 6 条の規定及び公募設置等指針等に基づき、甲が乙に対して交付する予定の、本事業の対象となる利便増進施設の設置及び管理運営の方法に関する事項を定めた許可書をいう。
- (9) 「特定公園施設」とは、認定公募設置等計画に従い都市公園法第 5 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する特定公園施設として建設、譲渡及び管理されるものをいう。
- (10) 「特定施設管理法人」とは、第 5 条に規定する特定公園施設の管理業務を担当する法人をいう。
- (11) 「特定施設建設法人」とは、第 5 条に規定する特定公園施設の建設業務を担当する法人をいう。
- (12) 「都市公園法」とは、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）をいう。
- (13) 「認定公募設置等計画」とは、乙（乙が計画の認定に基づく地位を承継した認定計画提出者を含む。）が公募設置等指針等に記載された甲の指定する様式に従い作成し、甲へ提出し、認定された公募設置等計画（変更された場合は変更後のもの）及び付随する一切の書類をいう。
- (14) 「不可抗力」とは、次に掲げる事象（ただし、公募設置等指針等又は設計図書等に基準を定めたものにあつては、これを超えるものに限る。）のうち、甲及び乙のいずれの責めにも帰さないものをいう。
 - (1) 地震、洪水、地滑り、落盤、火災その他の自然災害に係る事象
 - (2) 豪雨、暴風、高潮、落雷その他の異常気象であつて本施設の周辺において通常発生する気象条件よりも過酷なもの
 - (3) 騒擾、騒乱、暴動その他の人為的災害に係る事象
 - (4) その他当該義務履行当事者にとり予測可能性又は支配可能性のない事象（疫病、放射能汚染を含む。）

- (15)「法令等」とは、本事業を実施する上で乙が遵守すべき法令・基準及び留意すべき計画並びに国や地方自治体が行う措置等をいう。
- (16)「本事業」とは、第4条に規定する事業をいう。
- (17)「本施設」とは、公募対象公園施設、特定公園施設、利便増進施設及び事業者管理施設をいう。
- (18)「本施設建設法人」とは、公募施設建設法人、特定施設建設法人及び利便施設建設法人をいう。
- (19)「利便増進施設」とは、認定公募設置等計画に従い都市公園法第5条の2第6項に規定する利便増進施設として設置及び管理運営されるものをいう。
- (20)「利便施設管理法人」とは、第5条に規定する利便増進施設の管理運営業務を担当する法人をいう。
- (21)「利便施設建設法人」とは、第5条に規定する利便増進施設の設置業務を担当する法人をいう。
- (22)「事業者管理施設」とは、公募対象公園施設、特定公園施設及び利便増進施設以外の乙が管理運営を行うものをいう。
- (23)「事業者管理施設管理法人」とは、事業者管理施設の管理運営業務を担当する法人をいう。

別紙2 事業日程 (第6条関係)

1. 本協定の有効期間（協定期間）	本協定締結日から令和 年 月 日（以下、協定期間の終了日を「本協定終了日」という。）
2. 認定公募設置等計画の認定日	令和 年 月 日
3. 認定公募設置等計画の有効期間	都市公園法第5条の5第2項の規定に従って公示された期間
4. 公募対象公園施設の整備工事期間	公募対象公園施設の整備工事着手日から令和 年 月 日
5. 公募対象公園施設の供用開始予定日	令和 年 月 日
6. 公募対象公園施設の管理運営期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日
7. 公募対象公園施設の撤去期間	令和 年 月 日から本協定終了日
8. 特定公園施設の整備工事期間	設置許可日から令和 年 月 日
9. 特定公園施設の引渡予定日	令和 年 月 日（以下「特定公園施設の引渡日」という。）
10. 特定公園施設の管理期間	特定公園施設の引渡日から本協定終了日
11. 利便増進施設の整備工事期間	占用許可日から令和 年 月 日
12. 利便増進施設の供用開始予定日	令和 年 月 日
13. 利便増進施設の管理運営期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日
14. 利便増進施設の撤去期間	令和 年 月 日から本協定終了日
15. 事業者管理施設の管理運営期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日

※事業日程については、認定公募設置等計画の内容、及び認定計画提出者との協議により決定します。

別紙 3 乙が付す保険等 (第 15 条関係)

乙は、本協定第 15 条の規定するところにより、乙の責任と費用負担により以下の条件を充足する保険（又は類似の機能を有する保証、共済等を含む。）を付保するものとする。ただし、以下の保険条件は必要最小限度の条件であり、乙の判断に基づき更に担保範囲の広い補償内容の条件とするほか、その他の保険（又は類似の機能を有する保証、共済等を含む。）を付保することを妨げるものではない。

1. 整備工事期間

乙は以下の要件を満たす建設工事保険及び第三者賠償責任保険に加入し、その保険料を負担しなければならない。

保険契約者 : 本施設建設法人
場所 : 兵庫県淡路市夢舞台 8－10 他

(1) 建設工事保険

保険契約者 : 本施設建設法人
被保険者 : 本施設建設法人及びその全ての下請負業者とする。
保険の対象 : 本施設の整備工事
保険期間 : 整備工事実施中の全期間を対象とする
保険金額 : 整備工事費
補償する損害 : 水災危険を含む不測かつ突発的な事故による損害

(2) 第三者賠償責任保険

保険契約者 : 本施設建設法人
被保険者 : 本施設建設法人及びその全ての下請負業者とする。
保険の対象 : 本施設の整備工事
保険期間 : 整備工事実施中の全期間を対象とする
てん補限度額 : 対人 1 億円／1 名、10 億円／1 事故以上
対物 1 億円／1 事故以上
補償する損害 : 整備工事に起因して第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
免責金額 : 5 万円／1 事故以下

本施設建設法人は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券又は付保証明書その他付保を証明する文書を直ちに甲に提示するものとする。本施設建設法人は、甲の承認なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。本施設建設法人は、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担するものとする。

2. 公募対象公園施設の管理運営期間、特定公園施設の管理期間、利便増進施設の管理運営期間及び事業者管理施設の管理運営期間

乙は以下の要件を満たす第三者賠償責任保険に加入し、その保険料を負担しなければならない。

保険契約者 : 公募施設管理法人、特定施設管理法人、利便施設管理法人及び事業者管理施設管理法人

被保険者 : 甲、公募施設管理法人、特定施設管理法人、利便施設管理法人、事業者管理施設管理法人及びその全ての下請負業者とする。なお、交差責任担保特約を付帯すること。

保険の対象 : 本施設

保険期間 : 公募対象公園施設の管理運営期間開始日、特定公園施設の管理期間開始日、利便増進施設の管理運営期間開始日又は事業者管理施設の管理運営期間開始日のいずれか早い日から本協定終了日まで

てん補限度額 : 対人 1 億円／1 名、1 0 億円／1 事故以上
対物 1 億円／1 事故以上

補償する損害 : 公募対象公園施設の管理運営業務、特定公園施設の管理業務、利便増進施設の管理運営業務及び事業者管理施設の管理運営業務に起因して第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

免責金額 : 5 万円／1 事故以下

※上記保険以外の保険の付保については、乙の提案とする。

別紙 4 設計図書等

(第 16 条、第 45 条関係)

(1) 建築物

- ・建築基準法第 6 条及び同法施行規則第 1 条の 3 の規定による申請における設計図書等

(2) 建築物以外

以下の内容の設計図書等、必要図書を甲乙協議により決定

- ・施工位置図・案内図
- ・現況図
- ・施設平面図
- ・造成平面図
- ・植栽平面図
- ・雨水排水平面図
- ・各種設備平面図
- ・造成断面図
- ・各施設構造図
- ・設計の検討に伴う応力や容量の計算書（自然災害等により損壊した場合に公園利用に甚大な影響を及ぼす施設を対象）
- ・内装関連図面（仕上表・平面図・天井伏図・展開図・断面図・設備図・厨房図・単品図・求積図・パース図 等）
- ・メーカー資料等（図面・カタログ・製品写真等）

別紙 5 完成図書等

(第 27 条、第 55 条、第 82 条関係)

(1) 建築物

- ・ 建築基準法第 6 条及び同法施行規則第 1 条の 3 の規定による申請図書に対応する完成図書
- ・ 建築基準法第 18 条第 18 項の規定による検査済書

(2) 建築物以外

以下の内容の完成図書等、必要図書を甲乙協議により決定

- ・ 施工位置図・案内図
- ・ 現況図
- ・ 施設平面図
- ・ 造成平面図
- ・ 植栽平面図
- ・ 雨水排水平面図
- ・ 各種設備平面図
- ・ 造成断面図
- ・ 各施設構造図
- ・ 完成図面に基づく数量計算書等
- ・ 設計の検討に伴う応力や容量の計算書（設計図書等から変更があった場合）
- ・ 内装関連図面（仕上表・平面図・天井伏図・展開図・断面図・設備図・厨房図・単品図・求積図・パース図 等）
- ・ メーカー資料等（図面・カタログ・製品写真等）

別紙6 設置管理許可申請書

(第21条、第49条、第64条、第71条関係)

公園施設の設置管理許可申請書

第 号
令和 年 月 日

公園管理者

近畿地方整備局長 ●● ●● 殿

申請者 住所
氏名

都市公園法第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1	設置 管理 の目的				
2	設置 管理 の期間	(自) 令和 年 月 日	(至) 令和 年 月 日 日間		
3	設置 管理 の場所	国営明石海峡公園 淡路地区			
4	公園施設の構造				
5	公園施設の外観	色 彩		高 さ	
		形 態			
		その他			
6	公園施設の管理 の方法				
7	工事の実施方法				
8	工事の着手および完了の時期	着手 令和 年 月 日	完了 令和 年 月 日		
9	都市公園の復旧 方法				
10	その他参考となるべき事項				

※1 公園施設の設置許可を申請する場合は、上記1から10までの全てに記入する。

※2 公園施設の管理許可を申請する場合は、上記のうち1・2・3・6・10のみ記入する。

別紙 7 占用許可申請書
(第 21 条関係)

都市公園占用許可申請書

第 号
令和 年 月 日

公園管理者

近畿地方整備局長 ●● ●● 殿

申請者 住所
氏名

都市公園法第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

都 市 公 園 名	国営明石海峡公園（淡路地区）		
占 用 場 所	兵庫県 地先		
占 用 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
占 用 の 目 的			
占用物件の名称・規模・構造及び数量			
工事の実施方法及び 工事の着手及び完了 の時期	(実施方法) (掘削面積) 長さ 幅 面積 (時 期) 令和 年 月 日～令和 年 月 日		
物件の管理方法			
公園の復旧方法			
その他参考とな るべき事項		担当者 氏 名 TEL	

備考

1. 土工工事が伴う場合「工事の実施方法及び工事の着手及び完了の時期」欄に必要事項を記入すること。
2. 「工事の実施方法及び工事の着手及び完了の時期」欄の実施方法にて、工事期間の第三者に対する安全対策等がわかる資料を添付すること。

別紙 8 打合せ簿
(第 8 5 条関係)

発議者	☐ 甲 ☐ 乙	発議年月日	
発議事項	☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☐ 提出 ☐ 届出 ☐ その他（ ）		
件名			
(内容)			
処理・回答	甲	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 受理 します。 ☐ その他 年月日	
	乙	上記について ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 受理 ☐ 届出 します。 ☐ その他 年月日	